

【⑤日本スポーツ協会指導者資格 復活登録申請】

A 有効期限の6か月前までに更新研修を受講できなかった場合、有効期限の翌日から、資格保留期間となります。研修を受講いただければ資格を継続できますが、受講のタイミングによって、再度登録する際の取り扱いが異なります。

パターンA：有効期限の6か月前～有効期限までに受講⇒半年の資格保留期間を経て再登録が可能



パターンB：有効期限切れ～有効期限切れ後6か月以内に受講⇒1年の資格保留期間を経て再登録が可能



パターンC：有効期限切れ後6か月以内に受講できなかった⇒専門科目実施団体による審査が必要

※審査の詳細は資格によって異なります。それぞれの専門科目実施団体にお問い合わせください。

【⑤日本スポーツ協会指導者資格 復活登録申請】

公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録規程(抜粋) 令和6年2月9日施行

第5条 資格の有効期間は認定日から4年間とする。

第6条 有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6か月前までに、資格毎にJSPO又はJSPO加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件（以下「更新登録の要件」という。）を満たさなければならない。

（保留・無効）

第7条 第4条に定める登録手続きを行わなかった場合、「新規登録」（「資格追加」又は「資格昇格」を含む）の場合は「未登録」、「更新登録」の場合は「未更新」として当該資格の認定を「保留」とする。

2. 「保留」とする期間は最短6か月間、最長1年間とする。
3. 「未登録」の場合、「保留」期間中は登録する権利が与えられ「新規登録」の対象となる。
4. 「未更新」の場合、「保留」期間中の認定起算日前日の6か月前までに前条に定める更新登録要件を満たした場合は、登録する権利が与えられ「再登録」の対象となる。
5. 「保留」期間を超過した場合は、登録する権利を「無効」とする。

【⑤日本スポーツ協会指導者資格 復活登録申請】

6. 「無効」の場合は、資格毎にJSPO又はJSPO加盟団体等の定める復活登録要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ「復活登録」の対象となる。

✓ 参考資料パターンC：復活登録申請：更新研修の受講等※1・復活登録申請書の提出・審査料振込等

- ただし、「保留」となってから「復活登録」を希望する旨をJSPO 又はJSPO 加盟団体等に申告した直後の認定の起算日までの期間が、資格毎にJSPO 又はJSPO 加盟団体等の定める期間を超過する場合は、「復活登録」を認めないこととする※2・※3。なお、当該の場合は、公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了することで、「新規登録」することが可能となる※4。

※1 更新研修が必要な場合、申請年度またはその前年度の更新研修の受講が必要。

※2 2018年度から、原則として資格保留から2期（8年）を超えるものに対して、公益財団法人日本バレーボール協会指導普及委員会として、復活登録の作業を行わない。

※3 2026年度から、原則として資格保留から1期（4年）を超えるものに対して、公益財団法人日本バレーボール協会指導普及委員会として、復活登録の作業を行わない。

※4 当該専門科目を再度修了した後、「復活登録申請」を行う。

有効期限をお確かめの上、申請くださいますようお願い申し上げます。

【⑤日本スポーツ協会指導者資格 復活登録申請】

前期： 4月30日まで

後期： 10月31日まで

これらの日程を超えた場合、「資格停止」期間が半年延びることになります。

① 申請者 → 都道府県指導普及委員長（相談）

※JVA事務局に連絡が来た場合は、都道府県指導普及委員長に連絡するように伝えます。

② 都道府県指導普及委員長 → 申請者（必要書類の送付）申請者の印が必要です。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格「再登録申請書兼申請要件調査書」を送付

※JVA指導普及委員会HPに書類を掲載

- * 6. 申請区分について
- | | | |
|-----------------|---|----------------|
| （1）未手続による再登録 | → | まだ1度も登録していない方 |
| （2）有効期限切れによる再登録 | → | 登録したが資格停止となった方 |

(申請書の作成・送付)

③ 申請者 → 都道府県指導普及委員長「研修受講済み・有効期限・理由等確認」 → JVA事務局へ郵送

【送付先】〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-30-8 ダヴィンチ千駄ヶ谷

公益財団法人日本バレーボール協会 指導普及委員会（復活申請書在中：朱書き）

【⑤日本スポーツ協会指導者資格 復活登録申請】

【再登録経費振り込み・振込通知書をメール・郵送】

- ④ 申請者 → JVA口座に**審査料3,000円**（現在）を振り込む。
【口座情報】みずほ銀行 渋谷中央支店 普通 1474606
公益財団法人日本バレーボール協会（コウエキガ イダ ンホウジ ャンホンバ レーボ ールキョウカイ）
- ⑤ 申請者「**振込通知書をメール・郵送**」 → JVA事務局 coach-jspo@jva.or.jp
- ⑥ JVA事務局「振り込み確認」 → 指導普及委員会「審査」（年間2回）
- ⑦ JVA → 日本スポーツ協会に当該者の「復活登録を申請」

【審査】

- ⑧ 審査結果の通知（再登録の可否）日本スポーツ協会 → JVA
指導普及委員会 → 都道府県指導普及委員長（会議・HP等で確認）
日本スポーツ協会 → 申請者（復活可の方）に「手続き案内及び書類送付」
- ⑨ 申請者（再登録可の方） → 日本スポーツ協会の指示に沿って、速やかに手続きを完了する。
申請者（再登録不可の方） → 別途、指導普及委員会担当者とは相談の上、対応を決定する。